## 国立大学法人群馬大学廃棄有機溶剤処理要項

平成16.4.1 制定

改正 平成17.4.1 平成26.4.1

平成27.4.1

(目 的)

1 この要項は国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)から廃棄有機溶剤が排出されることを防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

2 この要項において「廃棄有機溶剤」とは、研究室、検査室、学生実験室等において溶 剤として使用された後に、廃棄される液状の有機物及び溶剤以外の目的に使用された液 状の廃棄有機物をいう。

(研究室等における遵守事項)

- 3 本学の研究室、検査室、学生実験室等における廃棄有機溶剤の取り扱いについては、 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 次の分類に従い分別貯留すること。

貯留の分類	内容
1	一般有機溶媒類(アルコール, エステル, 有機酸, ケトン, エーテル, アルデヒド, ヘキサン, ベンゼン, アルキルベンゼン, 炭化水素, フェノール等)
D	含硫黄有機溶媒類(二硫化炭素,メルカプタン,アルキルサルファイド等)
/\	含ハロゲン有機溶媒類(四塩化炭素,クロロホルム,クロロベンゼン等ただしPCBは除く)
11	灯油,重油,機械油,潤滑油,グリス,切削油,焼入油等の鉱動植物 油類
ホ	揮発油、ガソリン、軽油等
^	難燃性有機溶媒類 (水分30%以上含むもの。)

- (ア) 固形物は、混入しないこと。(60メッシュ以上のものは搬入前に取り除くこと。)
- (イ) 放射性物質を含まないこと。
- (ウ) PCBを含まないこと。
- (エ) 病原菌及び発ガン性物質を含まないこと。
- (2) 廃棄有機溶剤を貯留する場合は、各学部等の担当係から指定容器を受領し、別に定める様式1又は様式2に研究室名及び分類記号その他必要事項を記入して提出すること。
- (3) 廃棄有機溶剤は、指定容器の2/3を限度として貯留すること。
- (4) 貯留限度に達した場合には、各学部等の担当係に連絡し、指示を受けること。

- (5) 指定容器には、学部等名、学科名、講座名、研究室名及び主要成分の組成を明記し、 密封状態で各学部等所定の廃棄有機溶剤置場に、指定の日時に搬出すること。
- (6) 水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質を取り扱う場合は、次に掲げる事項を行うこと。
  - (ア) 洗浄液, すすぎ水についても指定容器に回収すること。
  - (イ) 有害物質使用特定施設について年1回定期点検を行うこと。

(要項の改廃)

4 この要項の改廃は、国立大学法人群馬大学施設・環境推進室の議を経て行う。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。